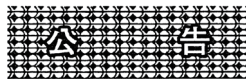


売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
宮田村長	長野県上伊那郡宮田村98番地	長野県上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場

会計課



## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン茅野  
茅野市大字米沢168 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10番22号
有限会社フレール	宮坂 一	諏訪郡下諏訪町中央通り218番地
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ニシザワ・ホールディングス	荒木 康雄	伊那市日影435番地1

## 4 変更した年月日

令和3年6月1日ほか

## 5 届出年月日

令和3年12月1日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年12月13日から令和4年4月13日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリツプラザ松本

松本市大字芳川村井町字中村1225番地3 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社サンリツ

諏訪市湖岸通り二丁目3番45号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社サンリツ	服部 孝子	諏訪市大和三丁目3番26号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社サンリツ	服部 孝子	諏訪市湖岸通り二丁目3番45号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
ジャスコ株式会社	本田 進	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社カワカミ	小林 健一	塩尻市大門八番6-1
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60
株式会社南信シューズ	岡宮 秀治	長野市中御所四丁目8番4号
株式会社板垣	板垣 時央	群馬県伊勢崎市本町4番20号
株式会社マルフル	古谷 清純	山梨県南都留郡河口湖町船津4932
株式会社ビッグスポット	大久保 光夫	長野市栗田624番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社エスエフシーアール	岡宮 芳和	長野市川中島町今井384番地
株式会社タナカ	田中 實	長野市篠ノ井布施高田872番地

## 4 変更した年月日

令和3年6月1日ほか

- 5 届出年月日  
令和3年12月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年12月13日から令和4年4月13日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン信州山形 北棟  
東筑摩郡山形村字大池原359-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社巴屋	武田 善彦	松本市中央1丁目2番22号
株式会社カワカミ	小林 健一	塩尻市大門八番6-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号

- 4 変更した年月日  
令和3年6月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年12月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年12月13日から令和4年4月13日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン信州山形 南棟  
東筑摩郡山形村字大池原338-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ブルーグラス	野口 慎一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社わんわん村	井上 信幸	上田市大字福田42番地2
株式会社一真堂メガネ店	岩間 薄明	飯田市鼎一色111
株式会社ブックバーン	柿内 宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
有限会社美芳	江野 了少	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1220-1
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条町加茂工業団地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

- 4 変更した年月日  
平成24年7月11日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年12月1日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年12月13日から令和4年4月13日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合の役員について、次のとおり就任の届出がありました。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部 守一

役職	氏名	住所
理事	小口 学	塩尻市大字広丘郷原1255番地1
理事	南原 勝幸	塩尻市大門並木町7番9号
理事	鈴森 隆文	塩尻市大字大門1079番地215
理事	倉沢 俊朗	塩尻市大門六番町9番3号
理事	中村 慶一	塩尻市大字大門1079番地97
理事	小口 剛雄	塩尻市大字広丘郷原729番地1
理事	西窪 正治	塩尻市大字宗賀71番地21

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年12月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 許可番号

令和3年12月3日 長野県指令3都第34-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科南穂高1235-2の内、1235-5の内、田沢6155-1の内、6155-2の内、6163、6165の内、6166の内、6167-1の内、6167-2の内、6170の内、6172の内、6173の内、6174-1の内、6174-2、6175、6177、6178、6179-4、6180、6184、6185-1、6188-3、6192-3（第1工区）

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科南穂高233

株式会社南花見田開発 代表取締役 植野 世己

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年12月13日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

## 1 許可番号

令和3年9月21日 長野県長野建設事務所指令3長建第93-10号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字沼目字西沖242-4

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字沼目242-1

岩崎 浩子

都市・まちづくり課